

会 員 各 位

一般社団法人 東京都トラック協会
会 長 浅 井 隆

令和3年度「健康起因事故防止事業（定期健康診断）」の実施について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当協会では、トラック運送事業に携わる労働者の勤務形態が多様化し、通常時間帯での定期健康診断の受診が困難な状況となっていること、また、トラックドライバーの体調が不十分なことが重大な交通事故につながる恐れがあることなどから、各支部が主催する集団定期健康診断を推進し、トラック事業に従事する労働者の受診率向上を図っております。

つきましては、今年度も下記内容で集団定期健康診断を実施いたしますので、会員各位におかれましてはこの機会をご活用され、従業員の疾病予防となる健康管理に進んでお取り組みいただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、個人情報保護法に鑑み、事業主における従業員の健康情報への取り扱い（目的外利用の禁止等）についても充分ご留意いただきますよう併せてお願いいたします。

敬 具

記

1. 事業期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日
2. 開催日時・場所 開催日時及び場所等につきましては、所属支部からのご案内にて会員事業主各位にお知らせいたします
3. 受診対象者 事業主が、東京都トラック協会員であり、会員の事業場に勤務する従業員（原則として都内営業所に限る。）
4. 実施主体 会員事業者が所属する支部
5. 診断項目及び 診断項目は以下のとおりであり、詳細については所属支部へ受診料等ご確認ください

(1) 一般検診（A検診）：この検診は、全ての受診者に共通する基本検診項目6種。

（検診項目の内容）

- (イ) 既往歴及び業務歴の調査
- (ロ) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- (ハ) 身長、体重、視力、聴力の検査
- (ニ) 胸部X線検査
- (ホ) 血圧の測定
- (ヘ) 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）

- (2) 血液検査 (B 検診) : この検診は、一般検診の医師判断で除外できる項目ですが、35 歳と 40 歳以上では必須となる項目 9 種です。

(検診項目の内容)

- (イ) 貧血検査(2 種)
- (ロ) 肝機能検査(3 種)
- (ハ) 血中脂質検査(3 種)
- (ニ) 血糖検査(1 種)

(平成 30 年度以降実施推奨項目 : 支部の実施方針に従って受診してください)

- (イ) 腎機能検査 (血清クレアチニン・eGFR)
- (ロ) 血糖検査において、空腹時血糖検査と HbA1c 検査の双方を測定
- (ニ) 血中脂質検査において、LDL コレステロールの代わりに Non-HDL コレステロールを測定

- (3) 心電図等検査 (E 検診) : この検診は、一般検診及び特定検診の医師判断で除外できる項目ですが、35 歳と 40 歳以上では必須となる項目 2 種です。

(検診項目の内容)

- (イ) 心電図検査(1 種)
- (ロ) 腹囲検査(1 種) : 受診者の申出により行う

(支部の実施方針に従って受診してください)

- (4) 眼底検査 (O 検診) : この検診は定期健康診断項目には含まれておりませんが、運転者の交通事故防止等の観点から、突発性疾患予防のために追加したオプション項目ですので、受診をお勧めします。

6. 受診の方法等

- (1) 受診申込書(様式第 1 号)に必要事項を記入し、所属支部に提出してください。

(支部から申込書が別途配布されている場合には、その用紙をご使用ください。)

- (2) 検診料金等のお支払い手続きは、各支部により徴収方法が異なる場合がありますので、詳細は所属支部からのご案内文書をご確認ください。

- (3) 労働安全衛生規則の一般定期健康診断、及び高年齢者医療確保法の特定健康診査では 35 歳と 40 歳以上の年齢者については A 検診の他に B 及び E の検診を付加することが正規な検診となりますが、支部の実施方針に従って受診してください。

(A のみの検診は、35 歳を除く 39 歳までの方を対象としています。)

ただし、平成 29 年 8 月、厚労省より血糖検査、貧血検査等 (B 検診・E 検診) の省略は、一律な省略ではなく、個々の労働者ごとに医師が省略の判断を行うよう通達が出されているため、A・B・E すべての項目の受診を推奨いたします。

また、O 検診はオプションのため、受診については所属支部にご確認ください。

7. 個別診断結果票の送付

検診機関から直接、会員(事業主)宛に個別診断結果報告を送付いたします。

8. 受診上の注意

- (1) 受診前に支部と調整の上、指示に従って受診してください。

- (2) 社内における受診者が多い場合には、内部で責任者を決め、欠席者が出ないようにご手配方お願いいたします。

- (3) 受診する項目を間違えないように各自注意してください。

以上

※従業員の健康診断は、労働安全衛生法第 66 条第 1 項から第 4 項までの規定に定めるところにより、事業者は労働者(常時使用するパートタイム労働者を含む。)に対し、医師による雇入時の健康診断、定期健康診断(年 1 回)、深夜業や有害業務等に従事する場合は配置転換時及び 6 ヶ月に 1 回、特定業務従事者の健康診断を実施することが義務づけられています。